

新人事評価制度：評価の処遇への反映について、機構案出る

7級以上への提案なし、それなのに4月から7級以上に本格実施したい？
評価の結果によって大きな差！ 納得できない。

3月23日の拡大窓口交渉で機構はようやく評価の処遇への反映について提案を示してきました。23日の時点で機構は7級についての提案を示さず、「組合員層ではない」などと述べていました。労組は、「原研労組には7級の組合員もいる。法的にも使用者側が交渉に応じなければならないことについて、『出せ』、『出さない』の押し問答をやりたくない。早々に示さなければ、労働基準監督署が労働委員会に行く」と宣言しました。その後、機構は3月27日の拡大窓口交渉で「7級については6級と同じものを考えています」と述べました。

業績評価に関する処遇への反映 機構の提案
6級、7級（課長、主幹、課長代理、副主幹など）

処遇区分		S	A	B	C 36点未満	D 26点未満
期末	支給率 (分布)	1.20倍 (数%)	1.10倍 (約25%)	1.00倍 (約70%)	0.90倍 絶対数	0.80倍 絶対数
昇給	昇給号 (分布)	5号昇給 (数%)	4号昇給 (約95%)		3号昇給 絶対数	2号昇給 絶対数

1から5級（一般職から係長など）

処遇区分		S	A	B	C 36点未満	D 26点未満
期末	支給率 (分布)	1.10倍 (数%)	1.05倍 (約25%)	1.00倍 (約70%)	0.95倍 絶対数	0.90倍 絶対数
昇給	昇給号 (分布)	5号昇給 (数%)	4号昇給 (約95%)			3号昇給 絶対数

20年以上変わらなかった交替手当が改善

3月27日の事務折衝で、機構は交替手当での改善を提案してきました。

第2直勤務1回につき1500円に（現行1300円）第3直同3000円（現行2600円）という提案です。労組は改定を了承しました。

放射線業務手当について

3月27日の事務折衝で、機構は、放射線業務手当について新規定で4月から実施したいと述べました。労組は、「管理区域入域手当に変質するという基本的な部分で納得できないので了承はできない。しかし、交替手当での改善で原子炉運転への配慮も見られたことから、強力な反対闘争を行なうことは当面見合わせる。」と返答しました。

そのほか、職種変更制度及び直勤務制度についての交渉が行なわれています。次回以降に報告します。

機構：退職金支給規則の変更を提案：しかし提案になっていない。

3月23日拡大窓口交渉で、機構は退職金支給規程を変更したいとして、以下の提案を行ないました。

機構の提案：退職金支給規則の変更提案

中身も示さず4月1日から実施したいという乱暴な提案

「在職中の貢献度をよりの確に反映できる制度にしたい」

「退職金算定の本給には給与水準調整の差額、給与構造改革の差額を含まない」

各職員が平成19年3月31日に退職したと仮定した場合の退職金額を保障する。

機構の提案には問題があります。まず第1は3月下旬に4月から実施したいとして、改悪提案をするという問題。しかも具体的な中身はほとんど示されていない。第2は「貢献度」というものをどのようにかはかるのか危惧されること。そもそも、人事考課によって「貢献度」みたいなものは既に本給に反映されているはずで、ことさら貢献度を言い出せば、上位の級への更なる加算につながる恐れがあります。第3の問題は節操のなさです。上ので本給調整給を退職金の本給計算に含めないということを提案しています。しかし、先の6月期一時金や12月期一時金の交渉で、労組が「配算式から調整給をはずせ」という要求に対して、機構は「本給調整給も含めて本給だ」と言い張り、不可分のものといって労組の要求を受け入れませんでした。それが、今回の退職金の提案では180度言うことが変わっています。言っていることに一貫性がありません。

機構は「4月から実施といっても実質4月の退職者はない予定」といっていますが、それでよいというものではありません。

給与構造の見直し 妥結の方向

3月27日、平均4.8%の本給の減額と昇給カーブのフラット化、地域手当の導入などを骨子とした給与構造の見直しについて、労組は「不満ではあるが、妥結の方向で組合員に諮る」と機構に答えました。

不満点：

国家公務員とは別の独立行政法人としての自主性の欠けた提案であること。

生涯の給与収入の減額で打撃が大きい中堅層への配慮がない。

「構造」の変化を理解する上で労組が要求した人員構成に関するデータを示さなかった。

評価点：

東海村、むつなど地域手当3%をつけ、東京地区との地域差を少なくした。

生涯給与収入における減額は、上位給の減額率を大きくすることでいくらか緩和された。

内容は全く不満ですが、執行委員会は、これ以上交渉では改善が望めないと判断しました。経過措置をきちんと実行させることも必要なこと、今後の交渉のベースとして協定化しておくことも意味があることなどを考慮しました。

科学技術シンポジウム

「研究のモラルを問うー科学者の社会的責任とはー」参加報告

中央執行委員 小浦寛之

去る3月17日(土)つくば市のつくば国際会議場において開催された、「『研究のモラルを問う』ー科学者の社会的責任とはー」と題する科学技術シンポジウムに参加しました。参加者は100名以上と盛況で、毎日新聞記者永山悦子氏、産総研曾良達生理事、東京大学山内一也名誉教授による3つの講演から成り、それぞれの立場からみた研究と社会的責任についての話を聞くことが出来ました。

3講演に先立ち、学研労副議長から基調講演があり、日本学術会議でまとめたアンケート結果(2006年)を用いて研究者を取り巻く環境についての説明がありました。それによるとアンケート回答の12.4%の164機関において不正行為の疑義について話題・問題になった経験を持っていると回答し、他人事ではなく、私たちの職場でも起こりえる問題であること、また、アンケート回答に挙げられた不正認定事例150件についても、論文の多重投稿(52件)、資金の不正使用(33件)、他にも不適切な連名、先行例の無視・誤認などが上位に挙げ、いわゆる文科省などによる不正行為の定義：『故意による捏造、改竄、及び盗用』にとどまらず、違法性の有無や過失の軽重も千差万別であるというデータを紹介していました。

<データ捏造：韓国と日本の例>

最初の講演者の永山悦子氏は毎日新聞の連載記事「理系白書」取材班のメンバーで、自身が直接取材に関わった韓国ES細胞ねつ造事件についての経緯、背景についてを中心に紹介し、最近の日本における健康番組におけるデータねつ造問題などから科学者の社会的責任についての考えを述べていました。

前半の韓国ES細胞事件に関しては、韓国におけるノーベル賞への切望、ヒーローを求める国民性等からの彼への過度の期待という特徴的な背景があったこと(捏造認定後も広場に何百人と集まり応援のためのシュプレッヒコールを挙げる程熱狂的な支援があった)、不正を最初に指摘したのは若手研究者からの匿名の掲示板からであったこと、韓国内にも警鐘を鳴らし続けた科学者集団もいて、科学者自身の「自浄作用」も残っていたが、批判的意見については韓国マスコミがほとんど取り上げなかった、というメディア側の問題も指摘していました。

後半では日本における論文不正(東大の例)や研究費の不正使用(早大の例)を取り上げ、各省庁や研究機関が慌てて不正に関する対処方針を整備している一方で、日本に不正を生む「社会・環境」が広がっているのではないかという指摘をして、競争的資金の増大及び一部の研究者への過度の集中や(総合学術会議2005年の資料によると競争的研究資金獲得研究者の89%が1課題獲得で平均478万円に対して、0.08%の研究者が5課題7,000万円獲得という極めて不釣り合いな配分であると分析)、アウトリーチを求め成果主義の問題について触れていました。

さらに、最近のテレビ情報番組での「科学的」を装った実験データの捏造や、専門家のコメントのすり替えを取り上げ、捏造への批判は当然としつつ、国民の科学への「無関心」と「過大な期待(科学者が言うことはとりあえず信じられる)」と言った態度がこのような問題を引き起こす根底にあるのではないかと分析していました。

時々笑いを誘うような話を交えながら、記者らしく各事例を概ね冷静・公平に捉えた講演という印象でした。

<研究活動上のモラル：産業技術総合研究所(産総研)の場合>

次の講演者の曾良達生理事は産総研の倫理・規範政策担当理事で、産総研における研究活動上のモラルについて紹介していました。配布概要には「公的研究機関である産総研の役割とは何であろうか」と問いかけ、優れた研究成果を創出する研究者集団たることは真っ先に満たされなければならないこととしながらも、加えて組織の持つ高潔さ、誠実さ、明快さと言った、いわば「組織の醸し出す雰囲気」もまた重要とし、そのような組織の文化がその組織の価値を形作る重要な要素であるとの考えを表明していました。

産総研では社会と科学コミュニティとの間のある種の契約関係があると捉え、自立的な存在としての研究の自由を保証されていると同時に科学者・研究者に固有な責任(論理性・実証性・論理一貫性・永久責任・所属責任)を引き受けているという構造が成立しているという理解が出发点であると主張しています。産総研では、産総研憲章(2年前起草)及び研究者行動規範(1年前)を作成し、研究活動上のモラルについて取り組んでいて、後者は「研究者倫理」と「研究遂行における留意すべき点」が具体的に記されているのが特徴とのことです。

規範の内容としては、不正とミスコンダクトを区別して使用しており、ミスコンダクトを「高潔性・誠実性からの逸脱」と定義、分類しています。そして研究ミスコンダクトを起こりうる問題として捉え、いかにして起こらないよう、起こさないようにしていくかという視点で書かれています。コンプライアンス(規程・法令遵守)は当然のこととして、行動倫理の範疇に関しても、研究所として積極的に関わろうという姿勢は(上述の理念と合わせて)強く関心を覚えました。また、この規範自身も将来の発展を期待している点など、その実践的姿勢が伺えます。

なお、このような規範が浸透するには時間がかかることを自覚しており、最近実施したアンケートによるとまだ所員の60%が読んでいない現状を紹介していました。しかしながら拠点での研修など地道な努力を続けていくとのことでした。全体として研究畑出身らしく、事例に具体的な講演であり、また現在の取り組んでいる仕事への意欲が伝わる内容でした。

最後の講演者の山内名誉教授はBSE問題の専門家です。講演では科学者としての立場からBSEのリスク、科学的不確実性、科学的リスク評価の技術的制約を中心に解説し、科学的判断と政治的判断の問題、マスコミ報道の問題など、この問題の難しさを論じていました。